

外国証券情報

フランス電力

米ドル建永久社債 9.125% (利払繰延条項および劣後特約付)

1 発行者情報

- (1) 発行者の名称
フランス電力 (Electricité de France)
 - (2) 発行者の所在地
 - (3) 発行者の概要 (発行者設立の準拠法並びに設立の目的、設立の根拠、法的地位及び設立年その他の事項)
 - (4) 経理の概要
- ※ (2) ~ (4) については下記ご案内の手順で「外国会社報告書」をご参照ください。

<外国会社報告書・有価証券報告書等の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

ホームページアドレス：<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

- ① トップページ画面左手 [書類検索] をクリック
- ② 書類簡易検索画面で「提出者/発行者/ファンド」に『フランス電力』と入力、「書類種別」で『有価証券報告書』にチェックして [検索] ボタンをクリック

又は

- ① トップページ画面左手 [書類検索] をクリック
- ② 表示された画面左手 [検索] メニュー内の [書類詳細検索] をクリック
- ③ 書類詳細検索画面で「提出者 EDINET コード」に『E05969』と入力、「書類種別を指定する」で『有価証券報告書』にチェックして [検索] ボタンをクリック

<発行者その他これに準ずるものにより公表されているホームページ>

ホームページアドレス：<https://www.edf.fr/en>

2 証券情報

- (1) 有価証券の名称
フランス電力 米ドル建永久社債 9.125% (利払繰延条項および劣後特約付)
- (2) 発行地及び上場・非上場の区分
発行地： ユーロ市場
上場市場： フランクフルト証券取引所等
- (3) 発行日
2023年6月15日
- (4) 発行額
15.0億米ドル(2024年9月末現在)
- (5) 利率および利率の決定方法
 - ① 2023年6月14日まで
固定利率： 年率9.125%(ISMA-30/360)
 - ② 2023年6月15日以降
変動利率： 5年米国国債利回り+5.411%(ISDA SWAP)(注) 極端に財務状況が悪化した場合等、利金が支払われないことがあります。一旦、支払われなかった利金は、次回以降に合算して支払われることがあります。
- (6) 利払日
年2回(毎年6月15日及び12月15日 休業日に当たる場合は翌営業日)
- (7) 償還期限
なし
- (8) 繰上償還
2023年3月15日以降2023年6月15日までおよび2038年6月15日以降2168年6月15日まで5年毎に発行済み本債券の全部を発行体の任意で額面金額で繰上償還可能。上記の期間及び日付を除いて、額面金額もしくは発行体が定めた繰上償還日までのキャッシュフローを同年限の米国債利回り+0.50%で現在価値に割り引いた金額のいずれか高い方の金額に繰上償還日までの経過利息を付した金額で、発行済み本債券の全部を発行者の任意で償還させることができる。
会計方針が変更された場合、格付方法が変更された場合、国際的に認められた法律事務所の意見で発行日以降に発効するフランスの法律または規制の変更、またはその法律の公式な適用または解釈の変更により、当債券に基づく支払いの税制が変更され、その変更により、当債券に関して私たちが支払う利息の支払いが全体または一部で控除できなくなる場合(「税控除事象」)などには発行体の任意で額面金額の101%で繰上償還可能。また、フランス法や法制度が変更され利払いが出来なくなる場合は額面金額で繰上償還可能。
- (9) 繰上償還金額および繰上償還金の決定方法
(上記(8)を参照のこと)

(10) 劣後特約

発行体に破産手続開始、会社更生または民事再生手続開始の決定など、一定の事由（以下「劣後事由」という）が発生した場合、上位債務（普通社債の社債権者を含む）と比べて、元利金の弁済順位が劣後することを定めた特約をいう。劣後事由が発生した場合、発行体の上位債務の債権が全額弁済等されるまで本劣後債券の元利金の支払は行われない。

(11) 受託会社又は預託機関

預託機関： ユーロクリア、クリアストリーム、DTC

(12) 担保又は保証に関する事項

特になし

(13) 他の債務との弁済順位の関係

本劣後債券は、一般の債務に劣後する無担保社債である。

(14) 発行、支払及び償還に係る準拠法

ニューヨーク州法、劣後特約に関する部分のみフランス法

3 「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」第十五条第一項各号に掲げる場合への該当の有無

該当ありません

劣後社債の投資に関する主なリスクについて

※以下は本劣後債券の投資に関する主なリスクであり、リスクを網羅するものではありません。投資判断をされる際には、必ず契約締結前交付書面および投資確認書等をご確認ください。

【価格変動リスク】

本劣後債券の価格は、取引市場における需給関係、発行者の財務・経営・信用状況の変化、金融市場（金利およびクレジット市場等）の動向、その他の要因等により変動することから、投資元本を割り込む可能性があります。

【為替変動リスク】

本劣後債券は、外国為替相場の変動により、円に換算した利金の受取金額は変動します。また、売却時あるいは繰上償還時の円に換算した受取金額が、外国為替相場の変動の影響を受けることにより変動し、投資元本を割り込む可能性があります。

【信用リスク】

本劣後債券は発行者の経営・財務・信用状況の変化、あるいはこれらに対する外部評価の変化等によって価格が変動することにより、投資元本を割り込む可能性があります。なお、本債券の（付与されている場合の）証券格付または発行体格付が投機的格付（投資不適格債券）である場合（格付の見直しに伴い該当した場合を含む。）、投資適格債券と比較して信用リスクが高いといえます。

【利率変動リスク】

本劣後債券の利率は、当初一定の期間については固定利率となっていますが、それ以降は変動利率の適用期間となり、利率が市場金利の水準に連動して変動します。

【流動性リスク】

本劣後債券の中途換金をご希望の際には、原則として当社を相手方として店頭市場における相対取引でご売却いただくこととなります。売却するにあたり、市況動向や売却金額によっては売却を希望する際に必ずしも換金できないこと、また、それにより損失拡大の回避ができずに不利益を被る可能性があります。また、売却できた場合でも、売却価格によっては、投資元本を割り込む可能性があります。

【利払繰延条項に関するリスク】

本劣後債券は、あらかじめ固定利率および変動利率が示されていますが、それら利率の通りに支払われることが保証されているものではなく、発行者の業績をはじめとした財務・経営・信用状況等の変化等によっては、利払繰延条項に従い、発行者の任意で利金が支払われないことがあります。

【発行者による繰上償還リスク】

本劣後債券は、発行者が、初回コール日以降のあらかじめ決められたコールの権利行使可能日においていつでも、発行者の任意で償還させる権利を有しています。また、本劣後債券は、税制が変更された場合、法制度が変更されたなどには、発行者の任意で償還させる権利を有しています。

【カウンターパーティーリスク】

発行体、支払代理人、預託機関、販売会社等に何らかの事由が生じることにより、利払金支払いの遅延、もしくは証券の中途売却に支障が生じる場合がございます。

お取引にあたってのご注意事項について

- ◎ 外国債券を募集・売出などにより、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。
- ◎ 既発債のうち、利付債のお取引にあたっては、経過利息の受け払いが発生する場合があります。
- ◎ 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用はありません。従ってクーリング・オフの対象になりません。
- ◎ お取引される有価証券が外国企業の発行する有価証券の場合、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される銘柄（英文開示銘柄）に該当する可能性があります。
英文開示銘柄の一覧は、以下の日本証券業協会のウェブサイトにてご確認ください。

<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>

J トラストグローバル証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局(金商) 第 35 号 加入協会：日本証券業協会

【本資料のご利用にあたってのご留意事項】

- (1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (2) 国内の金融商品取引所への上場が行われず、かつ国内において公募・売出しが行われていない外国証券については、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われていません。
- (3) 本資料は信頼できると考えられる資料等に基づき作成しておりますが、当該資料等に記載された内容の正確性・完全性について保証するものではありません。
- (4) 当該外国証券への投資にはリスクがあり投資元本が保証されるものではありません。投資の最終決定にあたっては、契約締結前交付書面をよくご確認の上、ご自身の責任で判断をお願いします。